

2022 年 11 月 25 日

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見

2022 年 10 月 28 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見

### はじめに

足許、国内事業者を取り巻く事業環境は、急速かつ構造的に変化しており、事業価値や収益性を向上するための事業再構築の重要性は増してきている。こうした中、「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（以下「方向性（案）」という。）が掲げている早期・迅速な事業再構築を目指す方向性については、事業価値保全という観点からも異論はない。

透明性・公平性・経済合理性を確保しつつ、事業者の早期再生に資する法制度が整備されることを期待する。

### 1. 新たな法制度を検討する際の前提となる認識

債権者として私的整理に参加する銀行の立場から、方向性（案）に対して意見・要望を述べるに当たり、新たな法制度に関して次の3点を前提と認識している。

#### ①他制度と並列の選択肢

新たな法制度は、他の私的整理制度と並列の選択肢であり、関係者にとっては、現行の事業再生ADR手続等のその他の私的整理制度との間の1つの選択肢として活用できる位置付けであると認識している。ただし、既存制度においても事業再生ADRが少数債権者の合理的な理由のない反対により成立しなかった場合に簡易再生手続に移行する枠組みが措置されているなか、既存制度との棲み分けの観点から、新たな法制度の趣旨を明らかにしつつ、さらなる検討が進められることと理解している。

#### ②指定法人による入口審査

方向性（案）においては、指定法人が、事業再構築の必要性、対象債権の選定の合理性が満たされていること等を確認することとされているが、手続の入口におけるこうした確認に際しては債務者の実態を踏まえた、厳格な審査が行われるものと認識している。

#### ③濫用的事例への対処

債務者による本制度の濫用を防ぐため、虚偽情報により融資を得た債務者等の不適格債務者の排除や、手続中の偏頗弁済等の債務者による違反行為への厳正な対処が措置されるものと認識している。

### 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する主要な諸点

以上の点を前提としたうえで、11月16日の「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」第2回会合において、新たな法制度が透明性や公平性、経済合理性を確保しつつ、事業者の早期再生に資するものとなるよう、債権者の立場から、対象債権、一時停止、裁判所の関与、多数決要件等について、以下の意見・要望を述べた。銀行界の意見として改めてご高配いただきたい。

## (1) 対象債権

### ①対象債権から除外される「事業再構築のために弁済が必要な債権」の基準

債権者の公平性を確保する観点から、対象債権から一定の債権者が除外される場合、明確な基準にもとづいて十分な根拠が必要である。

方向性（案）においては「事業再構築に必要な債権は例外的に減免の対象から除外する」と記載されており、その例示として「事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権及び労働債権・租税債権・不法行為債権」が挙げられている。かかる例示に照らせば、再構築計画上の撤退事業に係る商取引債権は対象債権に含まれることとなる。その場合、対象債権者が多数に及ぶ可能性があることから、私的整理手続の特徴の1つである秘匿性を確保するため、情報管理のための適切な手当が必要である。

また、企業再生のプロセスにおいては、私的整理手続開始後にスポンサーが選定され、一度策定した事業計画の内容がスポンサーの意向によって変更される事態も珍しくない。そのため、新たな法制度においても、指定法人による再構築計画案等の確認後、スポンサー選定に伴う存続事業と撤退事業の変更を含む計画変更が生じ、対象債権の範囲が変更された場合、全債権者に混乱が生じるおそれがあるため、計画変更に向けた手続の検討が必要である。

### ②担保付債権の非保全部分の特定

私的整理手続において、担保付債券の権利変更の対象は、担保評価の結果、実質担保価値のない非保全部分とするのが通例であるところ、多数決制を採用する新たな法制度において各債権者が衡平な議決権を確保するためには、担保評価額算定の合理性等を考慮した債権者が同意可能なプロセスにもとづき、全員同意もしくは裁判所の関与により、担保付債権の非保全部分を確定させることが重要である。

担保評価額に合理性が見出せない場合、事業再構築に必要な資産などに担保を設定している債権者が再生に協力せず、事業再構築に必要な資産等の担保権を実行することも想定されるため、何らかの手当が必要である。なお、実質的な担保価値にかかわらず、担保付債権を一律対象外とする場合、実質価値がない担保を設定している担保付債権者と無担保債権者との間の公平性を担保できないことに加え、対象債権から除外されることを企図した形式的な担保取得を惹起するおそれがある。

## (2) 一時停止

### ①一時停止導入の有無と同意プロセス

新たな法制度を利用する債務者は、資金繰りが苦しい状況にあると想定され、弁済禁止や保全措置等の一時停止がなければ、計画が認可されるまでの間の資金繰りを確保出来ないことや、個別回収に着手する債権者も現れる可能性があり、債務者の再構築（再生）が阻害されるおそれがある。よって、何らかの強制力のある一時停止のための制度が必要である。

### ②通知範囲と同意の取得手段

一時停止に関しては、通知の対象とする債権者の範囲と当該債権者からの同意の取得手段も

論点になる。例えば、新たな法制度の対象債権には社債も含まれるものと理解しているが、公募債の場合、社債権者が多岐にわたることが多い点や、公告が必要となる点などから、私的整理の秘匿性が守られない懸念がある。また、新たな法制度による手続と会社法上の社債権者集会による決議事項との間で関連性が確保されることが必要である。

### ③海外債権者・海外資産

新たな法制度では、海外債権者も当該制度の対象に含まれると理解している。現行の私的整理制度を活用する現場でも大きな課題となっているが、海外債権者が、わが国と諸外国の裁判制度の違いなどを背景に、手続きに参加せず、海外資産の回収を進める可能性も視野に、対象債権者間の公平性を担保する何らかの措置が必要である。

## (3) 裁判所の関与

### ①反対債権者保護

方向性（案）では、裁判所は、決議可決後に事業者の計画認可申立を受け、後見的に決議の瑕疵や清算価値保障を判断するとされている。裁判所の関与を決議の瑕疵や清算価値保障の判断に限定することで、迅速性・簡易性を企図する立法趣旨は理解できる。

他方、本制度案では、指定法人に、対象債権の選定の合理性や、無担保債権者と有担保債権者の利益相反、さらには、スポンサー選定の合理性など、企業再生の局面で実体として起こる事項に関して、公平・中立的に調整していく役割が期待されているため、指定法人がその役割に応えられるための枠組みが必要である。この点は、実体的な問題の調整を、誰がどのように監督し、全ての債権者に対する善管注意義務を担い、処理・対応していくことが適切か、という観点からの検討が必要である。そのうえで、反対債権者の利益保護の観点から、即時抗告の対象は、決議の瑕疵や清算価値保障に限定せず、上記の実体的問題も対象に加えることの検討が必要である。

また、反対債権者の財産権を保障するため、計画に反対した債権者に対する与信取引解消のための適切な受皿を検討していただきたい。なお、債務者にとっても、反対債権者が個別に投資家への債権売却を進めることになれば、債務者の望まない新債権者が現れ、計画履行に支障をきたす懸念もある。

## (4) 多数決要件

### ①実質的な衡平性確保

債権額が極めて大きい債権者がいる場合（債権買取によりそのような状況となった場合を含む）、他の債権者の賛否によらず決議が可能となることも想定されるため、実質的な衡平性が確保できないことが懸念される。そのため、債権額の割合に加え、例えば、頭数要件等、衡平性を確保するための検討も必要である。

## (5) その他

### ①無税償却

債権者が債権放棄等の権利変更を行う場合、法人税基本通達9-4-1、9-4-2にもとづく無税償

却が前提である。そのため、事業者が策定し、指定法人が確認を行う事業再構築計画案も同通達で定める「損失負担等の必要性<sup>1)</sup>」「再建計画等の合理性<sup>2)</sup>」を充足することが必須である。

## ②株主責任、経営責任の取扱い

新たな法制度においても、資本・負債の優先劣後関係から、原則的に、株主責任は問われるべきである。経営者責任も同様に問われるべきであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の窮境要因に配慮した柔軟な対応もあり得るのではないか。かかる点に留意しつつ、株主責任および経営責任の取扱いについて整理が必要であり、適切に検討いただきたい。

## 3. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する個別・その他の諸点

第2回分科会において意見陳述した上述の諸点以外にも、制度の詳細を検討する段階で考慮が必要な以下の論点が存在すると考えられるので、今後の検討に当たり、適切に考慮いただきたい。

### (1) 対象債権

**対象債権から除外される「事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権」の取扱い**

債務者の経営判断に大きな影響力を有する債権については、「事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権」である場合においても、必要に応じて、かかる債権を対象とすることの検討が必要である。

### (2) 一時停止

**一時停止導入の同意プロセス**

多数決制による決議という新たな法制度の特性を踏まえれば、制度設計にあたっては、一時停止の効力が、いつ、どの程度、どのように生じるのかを明確にすることが必要である。

### (3) 反対債権者保護

反対債権者に対する保護措置（例えば、債権買取請求権など）の検討が必要である。

### (4) その他

**プレDIPファイナンスの取扱い**

新たな法制度において、手続前または手続期間中にいわゆるプレDIPファイナンスを取組み、その後、法的整理に進んだ場合、当該プレDIPファイナンスに係る債権について、弁済の優先性が確保されるよう手当てが必要である。当該ファイナンスは事業再生・再構築に必要な資金支援であり、事業再生ADRでは全債権者がその優先性に同意し、優先性が確保されている。既存制度で有効に機能している点であるため、本制度でも維持されることが望ましい。

---

<sup>1)</sup> 債務者が経営危機に陥り、損失負担等を行う相当の理由があること。

<sup>2)</sup> 支援内容（損失負担額・再建管理有無・支援者の範囲・負担割合）の合理性。

#### 4. 今後の検討に当たって

今回示された方向性（案）については、新たな法制度の概要にとどまるものである。詳細な制度設計のための今後の検討過程においても、引き続き、広く関係者から意見を述べる機会を十分に確保いただきたい。

以 上